

周南市地域包括支援センター運営協議会
及び周南市地域密着型サービス運営委員会会議録（要点筆記）

日時 平成28年6月20日（月） 19時00分～21時00分
場所 周南市役所 第1応接室
出席者 小林委員（地域包括会長）、服部委員（地域密着会長・地域包括副会長）、
石原委員、齋藤委員、酒井委員、有井委員、北村委員、大井委員、西角委員、
西田委員（10名）
事務局 地域福祉課（青木次長、中山主幹、福井課長補佐、山本課長補佐、水谷係長、
藤村、宮木、田邊、中村） 高齢者支援課（多嶋田補佐、佐藤）

1 次長あいさつ

2 議事

【平成28年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会】

（1） 指定介護予防支援業務の受託申請について

○事務局

介護予防サービス計画作成について、指定居宅介護支援事業者へ委託することができるが、地域包括支援センター運営協議会での承認を得ることとなっている。平成27年度は9事業者より新規申請があったため、当会議にて諮りたい。

〔質疑なし〕

指定介護予防支援業務の受託申請について

〔挙手承認〕

（2） 地域包括支援センターより（東部、つづみ園、医師会、西部、北部）

- ・平成27年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告
- ・平成28年度地域包括支援センター事業計画及び予算報告

〔東部包括〕

○副会長

研修にあまり参加できていない状況とあったが、その理由は法人による方針等によるものか。

○東部包括

法人によるものではない。今年度より1名増となったため、去年に比べて研修にでや

すい体制にはなっていると思う。

○副会長

地域包括支援センターの協議会等には入っているのか。

○東部包括

入っていない。

○会長

2年前に、高齢者虐待の件数が急増したときに、その理由として、リピーター等からの相談が多いと回答されたが、その傾向は今も変わっていないか。

○東部包括

リピーターは皆無に等しい。市と協議しながら対応しており、終結を目指している。

○会長

身体的虐待が61件と多く挙がっているが、生命の危機にある状態ではないと追記されている。これはどのような案件を指すのか。

○東部包括

すぐに保護が必要等の状態ではないため、緊急性は低いが、叩かれている等身体的に暴力を受けている状況であるため、身体的虐待として分類している。

〔つづみ園包括〕

〔質疑なし〕

〔徳山医師会包括〕

○副会長

虐待対応等に市とばらつきをなくすとあるが、具体的にはどのような対応を考えているか。

○徳山医師会包括

チーム会議の場を活用し、市と包括でマニュアルを作成し、ある程度一定の虐待対応を行っていく必要がある。

○副会長

運営方針にも関わる問題であると思われるため、市は真摯に受け止めて検討してほしい。

○会長

再度高齢者虐待のケースが挙がってくることがあると記載があるが、具体的には虐待の種類は何か。

○徳山医師会包括

身体的虐待である。

〔西部包括〕

○会長

他県からの電話相談の内容はどのようなものが多いか。

○西部包括

他県の子どもからの、親の安否確認の要請や、介護保険の申請のための状況確認がある。

〔北部包括〕

○委員

積極的に地区の民生委員の定例会に参加されているが、出席によるメリットがあったか。

○北部包括

須々万地区の定例会によく参加させていただいている。顔見知りになることで、お互い気軽に相談しやすくなってきたと感じている。また、包括の業務内容や位置づけや小規模多機能型のサービスの内容等、民生委員の疑問に対して説明をしている。

〔全体を通して〕

○委員

包括職員は、サロンではどのようなことをしているのか。

○医師会包括

4つ程度メニューを作り、保健師が出向き、認知症に関する予防や普及活動をしている。

(2) 平成28年度 周南市地域包括支援センターの運営方針(案)

○事務局

方針案について説明。

1点目～地域ケア会議の推進について～

個別ケア会議が困難であるといった声が多数寄せられている。理由として、課題の抽出が困難である、圏域ケア会議の目的が不透明である等の理由が挙げられている。課題の抽出を簡易化させるために、資料作りや報告書の様式を刷新する。圏域ケア会議の実施については、検討テーマを予め設定するようなマニュアルの改定を行っていく。

2点目～在宅医療介護連携の推進～

医療と介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、今年度も引き続き、「あうんネット周南」において、医療と介護の多職種ネットワークづくりと地域課題の抽出を行っていく。関係者に対して、アンケートを行い、医療と介護の連携について現状分析を行う。

3点目～認知症施策の推進～

周南市の認知症安心ガイド（ケアパス）を利用して、地域住民への普及啓発活動をすすめる。認知症地域支援推進員の研修受講を勧め、各包括エリアにおける認知症地域支援推進員の増員を目指す。また、認知症初期集中チームの今年度中の設置を目指していく。

4点目～生活支援サービスの体制整備～

各圏域における高齢者の日常生活の状況やニーズ、社会資源を把握し、地域住民との情報共有につとめる。高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう支援を行っていく。

以上、5月の地域包括支援センター・在宅介護支援センター・市との連絡会議においても提示済。

〔質疑応答〕

○副会長

包括から、虐待への対応のマニュアル化等の要望が出た。個人的にも、包括ごとの虐待の件数のばらつきや共通認識が出来ていない等の問題が気になるところである。運営方針に反映し、早急に対応を考えていくべきではないか。

○事務局

現在、チーム会議等で各包括と虐待対応について話し合う場を設けている最中である。虐待関連については、来年度の運営方針に盛り込む予定とすることをご理解いただきたい。

○副会長

虐待対応は非常に専門的な対応になるため、行政も人事異動等により、新しく職員が変わったばかりだからという理由で対応ができないことがないように、知識の継承等研修等を実施してほしい。

○会長

- ・ 5 包括と市で虐待に対して、マニュアル作成をしてほしい。
 - ・ 生活課題の把握を行政に行ってほしい。
- 運営方針に関し 5 月に包括・在介に説明済み、了承済みであり、方針変更は中々難しい
と思う。虐待に関しては、来年度盛り込むことを期待する。

○副会長

29 年度からの総合事業について、事業所の説明はどうなっているか。

○事務局

事業所への説明会は第 1 回を、8 月を予定している。各包括への説明は 11、12 月を
想定している。

平成 28 年度の地域包括支援センターの運営方針について

[挙手承認]

平成 28 年度第 1 回周南市地域包括支援センター運営協議会終了

【平成28年度第1回周南市地域密着型サービス運営委員会】

(5) 指定地域密着型サービス事業所の新規指定について

○事務局

新規指定について

- ・ A事業所及びB事業所より、グループホームのスペースを利用した共用型の認知症対応型通所介護の指定申請あり。認知症対応型通所介護の指定基準は別添の資料の通り。
- ・ 平成27年度の基準改正により、2ユニットのグループホームは各ユニット、3名ずつの定員が設定できるが、今回の指定申請では当面1ユニットでサービスを提供し、2ユニットで対応できる見込みとなれば、定員を増やすつもりであるとのこと。
- ・ A事業所及びB事業所の重要事項説明書に定められる利用料金について、日用品の費用に不適切なものが記載されているという指摘が事前にあったが、それぞれの事業所に指摘し、訂正するよう伝えている。
- ・ 勤務表により指定基準を満たす人員配置が行われることを確認したので、指定を行う提案をしたい。

○会長

[質疑なし]

[挙手承認]

(6) 指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

○事務局

指定更新について

- ・ 今回グループホーム2か所、地域密着型通所介護2か所より、指定更新の申請あり。それぞれの指定基準は別添資料の通り。
- ・ C事業所は7月末、D事業所は9月末で指定期間が終了し、両事業所とも指定基準を満たしている。D事業所については指定期間終了まで3か月以上あるが、次回の当委員会の開催が10月となるため、今回の提出である。D事業所の人員配置については9月下旬に再度確認を行うことで、指定更新の承認をいただきたい。
- ・ 地域密着型通所介護事業所はE事業所が6月末、F事業所が7月末に期間が終了する。地域密着型通所介護は、みなし指定により事業所からの申請なしで、地域密着型サービスに移行したが、そのみなし指定の期間は従前の指定期間満了までとなっている。
- ・ 以上の4件について、指定更新を行う提案をしたい。

○委員

E事業所の介護職員について、全員が非常勤である。地域密着型サービスであるのでサービスの継続性、質の向上を考えると市で指導をしてほしい。

○事務局

基準の上では、指定しないということにはできないが、グループホームにおいて職員がユニット間を異動していることについて望ましくないということを指導してきたことがあるので、市から見て望ましくないという人員配置であることは伝えたい。

○会長

[挙手承認]

(7) 指定地域密着型サービスの異動について

○事務局

休止について

昨年、開設直後に人員基準が満たせなくなったとして、休止の届出を提出していたG事業所について、休止が6月末までとなっていたため、引き続き10月末までの休止届の提出があった。今後の見通しを確認したところ、人材確保ができないことから7月からの再開は難しいが、今後、人員配置の工夫によって土日のみの対応でサービス提供が可能になるかもしれないとのことから、10月末までの休止届があった。

○会長

今回の休止届を受けて、これで2回目ということとなるが、10月末以降事業再開できれば、廃止ということになるのか。

○事務局

再開の見込みがなければ、廃止を促すこととなる。ただ、事業を開始するに当たり、事業所の整備をしているので、なるべく早期に再開するよう促しているが、認知症対応型通所のために雇用した職員が病気となり、復職を期待していたが、難しいとのこと。10月末での再開が出来なければ、廃止の検討については、このたびの休止の届出時にも事業所に伝えている。

○会長

県では休止届について連続2回(1年)までと規定があるが、市ではそのような規定を作成していないのか。今回の休止届が7月から10月末までの提出なので、最大6か月間とすると、12月までの休止とすることはできると思う。

○事務局

市ではそのような規定はない。10月末までの休止届というのは、それまでに再開すると

いう事業所の意思表示とみている。それが出来ないのであれば、廃止ということを指導したい。

○委員

県ならって市でも規程を作成すべき。再々休止届を受理することは、良くないことである。規定については調べて、検討してもらいたい。

○会長

[挙手承認]

(8) その他

○事務局

公募について

・第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの基盤整備を昨年に引き続き行う。昨年度事業所が決まらなかった、中央3日常生活圏域の小規模多機能居宅介護事業所を1か所、中央1～4圏域のうち2圏域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をそれぞれ1か所公募する。7月15日号の市広報に掲載をして、7月下旬から9月下旬までの2か月程度の募集期間を設ける予定。応募があれば、昨年度と同様に10月開催予定の本委員会において、委員の意見を伺う予定。

○会長

[質疑なし]

○次長より

現任委員の任期が6月末で任期満了となる。これまでのご協力に感謝したい。

平成28年度第1回地域密着型サービス運営委員会終了